

広島県小学生バレーボール連盟コンプライアンス規定

1 目的

この規定は、広島県小学生バレーボール連盟（以下県小連という。）全ての役員及び全てのチーム関係者が順守すべき事項を定めることにより、小学生バレーボールの健全な普及・発展に関する責務を守るとともに、社会的な信頼を確保することを目的とする。

2 責務及び順守事項

- (1) 県小連関係者は、法令等を順守し、競技規則を守り、常にスポーツマン、スポーツ関係者としての品位と名誉を重んじつつ、フェアプレーの精神に基づいて他の範となるよう行動し、バレーボールの健全な普及・発展に努めなければならない。
- (2) 県小連関係者が次に掲げる行為を行うことを禁止する。
 - ① 小学生の健全育成から逸脱した日常練習や練習試合等を行うこと。
 - ② 指導の名を借りた体罰、暴力、暴言、わいせつ行為や性的言動、個人的な差別等、人権尊重の精神に反する言動をとること。
 - ③ 県小連関係者として著しく品位を欠くまたは名誉を傷つけること。
 - ④ フェアプレーの精神に明らかに違反すること。（選手の勧誘、入部、移籍等。）
 - ⑤ 不正な会計処理を行うこと。

3 処分規定

違反行為を行った場合、日本小学生バレーボール連盟（以下日小連という。）「コンプライアンス規定」に準じて厳重注意、譴責、勧告、除名等（役員）及び、口頭による厳重注意、文書による厳重注意、活動停止、永久追放、チーム解散等（個人または団体指導者）の処分を行う。

4 処分の手続き

該当地域小連より、県小連会長が発生報告書を受けとった後、ただちにコンプライアンス委員会を開き、調査及び当事者からの説明、弁明の結果と関係機関等の意見をもとに必要な応じて日小連と協議し処分を決定する。また、スポーツ少年団等の関連団体にも連絡を行う。

5 コンプライアンス委員会構成員

委員長 1名 県小連会長 **副委員長** 若干名 県小連副会長・理事長

委員 若干名 県小連副理事長・競技委員長・審判委員長・指導普及委員長 **事務局** 1名 総務委員長

6 発生報告書の受理

県小連会長への発生報告書提出をもって受理とする。

7 その他

この規定は、日小連コンプライアンス規定に示された内容に準ずる。

この規定は、平成21年4月11日から施行する。

この規程は、一部改定し平成28年4月9日より施行する。

この規程は、一部改定し平成31年4月6日より施行する。

この規定は、一部改訂し令和5年4月9日より施行する。（全文見直し）